

## 発達障がい者に対する療育手帳の交付について（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた通知－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 22 年 9 月 13 日、厚生労働省に対し通知します。

### （行政相談の要旨）

**知能指数が高い発達障がい者も療育手帳の交付を受けられるようにしてほしい。**

※ 甥が発達障がいのため、療育手帳の交付申請をしたが、知能指数が基準の 75 より 1 高い 76 であるという理由で却下された。社会生活に適應できないのに、手帳が交付されないことに納得できない。知能指数が高い発達障がい者も療育手帳の交付を受けられるようにしてほしい。

**療育手帳の交付に当たっては、全国の発達障がい者が平等に手帳の交付を受けられるようにしてほしい。**

※ 私が住む県では、知能指数が高い自閉症などの発達障がい者には、交付基準に該当しないとして交付されないが、他の県や政令市では交付されている例があると聞いた。療育手帳の交付に当たっては、全国の発達障がい者が平等に手帳の交付が受けられるよう、交付基準を統一してほしい。

### （問題点）

- 発達障がい者が療育手帳による支援措置を受けることを希望しても、療育手帳の交付対象とする知的障がい者の知能指数の上限値よりも知能指数が高い者は、療育手帳の交付を受けられない場合が生じている。
- 同じような知的障がいを有する発達障がい者であっても、居住する都道府県等により療育手帳が交付される者と交付されない者に分かれたり、療育手帳を交付されていた者が他の都道府県等に転居したところ、転居先では交付されないといった事態が生じている。

### （通知の内容）

現在、障がい者、障がい者福祉に関する事業の従事者及び学識経験者等を構成員とする政府の障がい者制度改革推進会議において、障がい者施策についての新たな枠組みについて検討がなされていることから、同会議の検討に資するため、行政苦情救済推進会議の次の問題認識を厚生労働省に通知

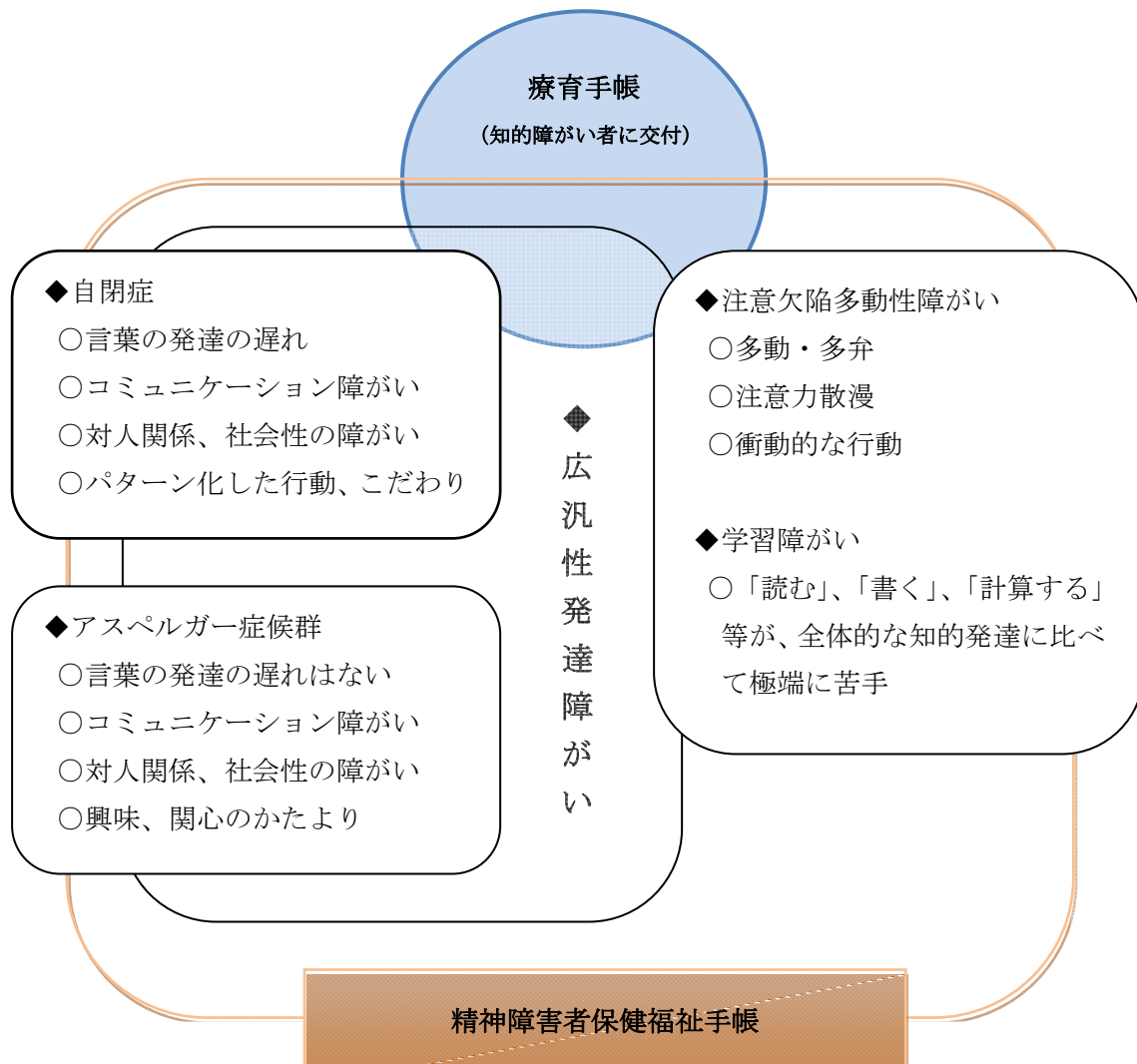
- ① 発達障がい者の特性を踏まえた支援の在り方について検討すべきである。
- ② 療育手帳を交付する都道府県等の取組が区々となっていることについて改善を図るべきである。



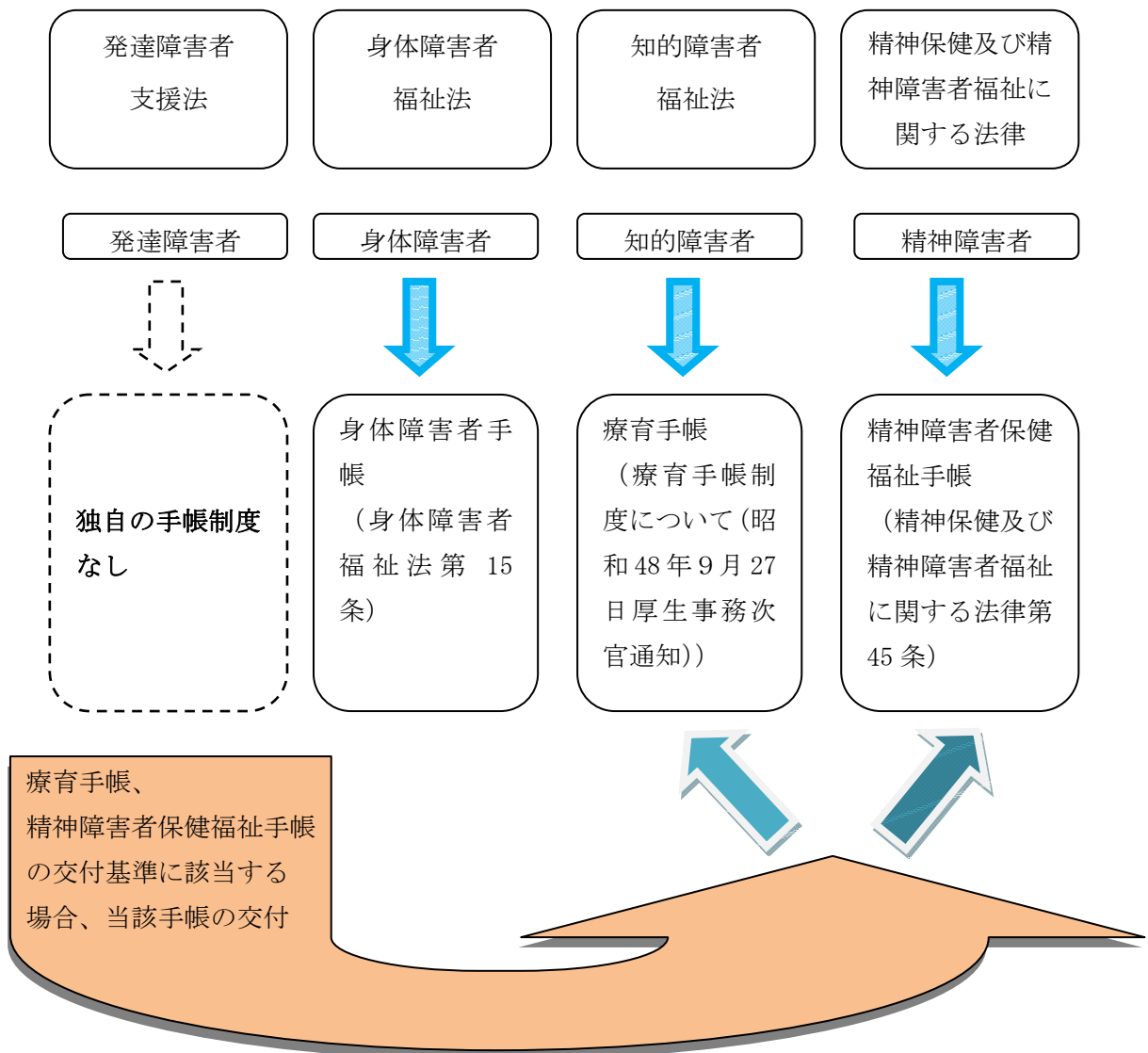
## 資料

# 発達障がいとは

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）



# 障がい者にかかる手帳制度



## 療育手帳を所持する者に対する主な支援措置

### 《税における障がい者控除・減免》

- 所得税、住民税の控除
- 自動車税・軽自動車税の減免、自動車取得税の減免

### 《各種運賃の割引・減免》

- JR等鉄道運賃の割引、減免
- 航空運賃の割引
- バス、タクシー運賃の割引

### 《公共料金の割引・減免》

- NHK放送受信料の全額又は半額免除
- NTTふれあい案内（電話番号案内）利用料無料
- 有料道路通行料金の割引

## 道府県等における療育手帳の判定基準

当局が、16道府県等(14道府県及び2政令指定都市)の状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

### 《判定基準の設定状況》

- ◎ 16道府県等すべてが、それぞれ交付要領等を定め判定基準を設定
- ◎ 知能指数（IQ）の上限値について、4道府県等はおおむね70に、12道府県等はおおむね75に設定
- ◎ 設定しているIQの上限値を超える者は、原則交付対象とせず。

### 《発達障がい者に対する取扱い》

- ◎ 設定しているIQの上限値を上回った場合でも、社会適応能力、専門医の診断結果などを総合的に判定し、交付する場合があるとするものもあるなど、その取組は区々

## 障がい者制度改革の概要

現在、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部と障がい者、障がい者福祉に関する事業の従事者及び学識経験者等を構成員とする政府の障がい者制度改革推進会議において、当面5年間の改革の集中期間として、福祉・医療・教育など障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図る観点から障がい者施策についての新たな枠組みを検討しているところである。

### 障がい者制度改革推進本部の設置

政府は、障がい者に係る制度の集中的な改革を行い、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部を改組し、平成21年12月8日「障がい者制度改革推進本部」を設置

内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を本部員として、当面5年間の改革の集中期間と位置づけ改革を推進

※ 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を平成22年6月29日に閣議決定

### 障がい者制度改革推進会議の開催

改革推進本部は、平成21年12月15日、障がい者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障がい者制度改革推進会議の開催を決定

障がい者、障がい者福祉事業従事者、学識経験者等25名で構成。障がい者施策の推進に関する事項について関係機関や障がい者団体等から意見を聴取しているところ

※ 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を平成22年6月7日に取りまとめ

### 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の開催

障がい者制度改革推進会議は、障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討を効果的に行うため、平成22年4月12日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の開催を決定。同部会では、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け検討